

大蔵委員會議録第三十号

(六100)

昭和三十年七月八日(金曜日)
午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事 加藤 高藏君 理事 内藤 正芳君

理事 森下 國雄君 理事 大平 幸吉君

理事 横路 節雄君 理事 春日 一幸君

有馬 英治君 宇都宮徳馬君

遠藤 三郎君 竹内 俊吉君

夏堀源三郎君 坊 秀男君

前田房之助君 山本 勝市君

浅香 忠雄君 川野 芳満君

黒金 泰美君 小山 長規君

古川 丈吉君 石村 英雄君

木原津與志君 横山 利秋君

井上 良二君 川島 金次君

河野 密君 田方 廣文君

平岡忠次郎君 石野 久男君

出席國務大臣

大蔵大臣 一萬山向登君

通商産業大臣 石橋 湛山君

出席府委員

大蔵政務次官 藤枝 泉介君

大蔵事務官(主税局長) 渡邊喜久造君

大蔵事務官(主税局長) 北島 武雄君

大蔵事務官(主税局長) 窪谷 直光君

大蔵事務官(主税局長) 直光君

通商産業事務官(鉱山局長) 川上 爲治君

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君

七月七日

スキー及び附属品に対する物品税撤廃に関する陳情書外一件(高田市百

第一類第五号

大蔵委員會議録第三十号 昭和三十年七月八日

九番地高田スキー協同組合理事長宮越善久外一名(第三二七号)

美術工芸品に対する物品税軽減に関する陳情書(東京都世田谷区経堂町二百六十三番地全日本美術工芸作家協会会長徳川宗敬外三名)(第三二八号)

寒冷地特別控除の設定促進等に関する陳情書(北見市商工会議所会頭滝野啓次郎外二名)(第三二九号)

石炭手当等に対する所得税免除に関する陳情書外一件(函館市議會議長片桐由男外一名)(第三三二号)

株式配当課税改善に関する陳情書(神戸商工会議所会頭宮崎彦一郎)(第三三四号)

所得税法の一部改正に関する陳情書(京都府乙訓郡西向日町明田弥一郎)(第三三五号)

福島県に国立たばこ試験場設置の陳情書(福島県町村会長伊藤亀三郎)(第三三九号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した案件

關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

開折者資金融通特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

労働者災害補償保険特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、税關支署の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、承認第

三号)

固有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一六号)

○松原委員長 これより會議を開きます。

關稅定率法等の一部を改正する法律案を議題として質疑を続行いたします。井上良二君。

○井上委員 大蔵大臣に二、三質問をいたしますが、大蔵大臣が本年度予算の編成方針、財政演説におきまして、わが国の經濟再建の中心課題は、産業全般の生産コストを引き下げること、これを言明いたしましたのでありますが、この方針は現在でも変わっておりませんか。それを伺いたいと思います。

○一萬山國務大臣 変わっておりません。

○井上委員 それでは次の質問に明確な答弁を願いたいと思います。去る五月二十七日、政府はエネルギーの総合対策なるものを閣議の了解事項として決定をいたしております。このうち、まず石炭の対策において、炭価を重油及び輸入炭に四敵する程度まで引き下げることを目途とする、こういうことをうたい、石油対策においては、重油と石炭との消費分野を明確にし、石炭の使用を適當とする用途における重油の消費を抑制する、なおボイラーについては、重油ボイラーの設置の制限及び石炭転換の勧告を行うということをお願いしておりますが、このことは、今日現実のわが国のエネルギー給源の重要な

問題でございまして、現在重油が石炭よりもはるかに安い。反対に石炭の方が重油よりも高い。そこでこの炭価を重油及び輸入炭に四敵する程度まで下げ、こういうことをおさめになつておりますが、具体的にどれだけの予算をもって、どれだけの資金をもって、どういふ措置を講ずれば現在の炭価が重油よりも安くなるかということ、財政的見地から御答弁を願いたい。

○一萬山國務大臣 ただいまのところ、財政の裏づけをもつて具体的にやろうとしていることは、御承知のように、石炭合理化ということ、法案を出してきております。これでやっていくのでありますが、そのうたつておる基本は、私どもはもう少し根本的に考えておるのであります。特に先般からしばしば申し上げましたように、燃料対策というものを確立するということ、私は、これはこの石炭というものについて、特に少くとも國際水準価格で日本産業全部に渡ることができるようになることだと思ひます。そうするには、一休財政的に、あるいは經濟的にどういふふうな施策を必要とするか、こういうふうな考え方を持っておるのであります。こういうふうな基本に触れる――全体の物価を下げるというようないふ意味でなくして、ある産業の生産コストを下げることによつて、その製品の価格を下げていくという個別的な物価政策というものを、今後強く打ち出していくつもりであります。そういう場合には、必要があれば、財政的な援助も十分考慮してよろしい。ただ今そ

こまで具体的には政府としてもいっていません。今具体的になつていくことは、石炭合理化法案に基く石炭合理化により石炭コストを下げるということ、ろにとどまつております。

○井上委員 炭価を重油より安くする、そのために石炭の合理化を促進させていく、そうすれば石炭が下る、こういうお話しでございまして。私どものいろいろな角度からの検討の結果によりますと、今お話しのように、かりに石炭産業の合理化が推進されましても炭価は下る見込みがない、こういう一つの見通しを立てておるのであります。なぜかという、炭価の占めます約七〇％は労賃であります。そこで石炭業の合理化をやるやうというのは、この一番大きな炭価の要素になつております。労働を節約していくということよりほかに方法はありませんか。すなわち炭鉱労働者を育切りするか、首切りを前提とするということ、なれば下らない。現に石炭業は、大臣も御存じの通り、投下しました施設の償却に、あるいはまたは労働者、職員等の退職金の引き当て等、非常に大きな問題がございまして、これらをかき除け外をいたしてさへ赤字でありますから、国家投資を加えさへすれば、さらに一そう私どもは赤字を増大していくという見通しを立てておる。大蔵大臣は、合理化のための投資をすれば炭鉱経営は採算が合うて、炭価は重油よりも安くなる、こうお考えになつており

ますか。

○一萬田國務大臣 これは、あまり立ち入って話を申し上げるより、通産行政で、むしろ通産大臣から責任を持つてお答えすべきことであらうと思ふのでありますが、私の考えを申し上げますれば、むしろいろいろコストを下げる対策はあると思ひます。要件もあると思ひますが、たとえば縦坑にするとか、こういうふうな設備の改善によつて、相当私はやはり行くのではな

質問をいたします。ただいま御質問を申し上げております点は、政府の総合的燃料対策の問題についてでございますが、去る五月二十七日に閣議了解事項として決定いたしましたうちで、わが国の石炭を重油よりも価格を引き下げることを目標にいたして、こういうことを中心に今議論をいたしておるのであります。通産大臣が見えましたが、そこで私は通産大臣に伺うのですが、鳩山内閣としての政府の総合的燃料対策の重点は、石炭と電力にお置きになりますか。この点を伺ひたい。

○石橋國務大臣 ただいまのところは、そのような石炭、電力ですが、しかしながら、むしろ石油の開産もこれからやろうというのであります。それからまた原子力も大いにやろうというのでありますから、決して片寄つたことではないつもりであります。当面の問題としては、とにかく石炭と電力というものは、現在いろいろの点において日本で非常に重大な産業でありますから、これは一つ生かしていこうという

○井上委員 生かしていこうというのは、石炭産業が採算の合うようないたし方ですか、炭価を引き下げるといふことが目的ですか、どちらですか。

○石橋國務大臣 これは、採算が合うためには、まず原価が下らなければならぬんです。重油との競争力があるといふことではなければ、これは石炭産業は維持できませんから、そこで一方においては合理的合理化——と申しましても機械化であります、大体機械化を行なつて、コストを下げるという方法をとりた、かようなことであります。

○井上委員 あなたは、はなはだ失礼でございますけれども、重油と石炭が競争相手になつておるのだから、重油と対抗する価格に下げなければならぬ、こういうお話しであります。これは、今日御存じの通り、世界の燃料は石炭から重油に移りております。これは御存じの通りです。しかも世界の

大勢は、これが独占資本であるといへども、非常に値下りの傾向を示しております。この世界のエネルギー資源の重要な要素に登場しました重油と、わが国の石炭の価値をその面で競争させて、重油をよけい使うから石炭が売れないのじゃ、だから重油を使わぬように、ポイラー消費規制を加へたり、輸入を制限したり、関税を復活をすれば、それだけ石炭はよけい消化されるであらう、あなたはこういうお考えでございますか。そこところはどうです。

○石橋國務大臣 いえいえ、長い目で見ればそんなことはないです。長い目で見れば、それは、今後重油の使用されるところは重油が使用されなければならぬでしょう。それそれ経済的理由があつて重油が用いられる、あるいは石炭が用いられるのであります。しかし今さしあつた問題はどうかといふと、それは少し違ひまして、これはよく井上君の御承知の通り、現在は日本の石炭が残念ながら戦時中以来経営の無理をしてきたことから、特にコストが高い。そこで当然石炭で間に合うところが重油に侵食されているというのが現状であります。またこれは、質も違うからある程度やむを得ませんが、外国炭よりも日本の石炭の方が高い。国内において高いばかりでなく、

海外における——これも国によりまして、日本の工業で使う石炭よりも外国においての石炭の方が安いといふこともありますので、そこで、とにかく日本の石炭といふもののコストを合理的に下げたいといふことをいたしませんと、現状においては、日本には石油の生産は非常に乏しいのであります。だから、すべてこれは、今のところはこれから開発をして成功すれば別であります、現状においては輸入に待たなければならぬ。そこでその輸入に待つとなければ、これはやはり外貨の問題にひつかかつて参りますから、とにかく国内のエネルギー源の最も大きな一つであるところの石炭をもっと利用するようにいたしたい。むしろ水力電気の開発も必要としますけれども、こういう観点から石炭の合理化をやる、かようなわけであります。これは、永久にただ重油を規制をして、石炭を保護しようというふうな考えは持つておらないのであります。むしろ今後将来においては、重油を使うときには重油を使ふようにしたいと思ふのであります。今さしづめは、先ほど申しましたように、とにかく日本の石炭が立ちおくれといふことが、あまりにも戦時中以来の状態が顕化したために、特に競争力を失つていますから、その競争力を与へる間は多少の保護を加へなければならぬといふことは、これやむを得ない事態だろうと思ひます。

○井上委員 石炭の不況対策及び石炭の新たな国民経済への、用途の高い産業分野への開拓の道は、別に検討をするべきでありまして、重油と石炭と対抗して、重油が安いから、そこで重油の頭を押えて、石炭を使ふことにしよう、こういうけれども、それである自身の所管省である、通産省の目的である産業全体の生産コストを引き下げる重要な要素である燃料の価格を引き下げるということと矛盾しませんか。高い石炭を押しつけることになるじゃありませんか。高い石炭を押しつけてどうして生産コストが下りますか、生産コストの大きなものは燃料費です。その燃料のコストを下げることに全力を上げなければならぬ。それを、安い燃料を使うことはけしからぬ、国内の高いやつを使へ、そういうことになるじゃありませんか。それでは燃料全体の総合的なエネルギー源対策になつておられません。生産コスト全体を下げて、輸出を促進して、国際収支のバランスをとるという内閣全体の基本方針と明らかに矛盾するじゃありませんか。石炭の価格を下げなければならぬが、具体的にどうやって下げようといふのですか。重油より安くならなければ、これを使へといふわけにはいかぬのです。安くすれば、当然あらゆる面で工夫して石炭を使うことになるまいが、重油より下らないという現状において石炭を使へば、決して生産コストを下げることになりません。その矛盾をどうしますか。

○石橋國務大臣 高いものを無理に使ふなどとはだれも言つておりません。ですから、石炭の価格を下げよう、石炭の価格を下げるといつても、ただ下げるわけにいきませんから、その生産コストを下げよう、そして十分日本の石炭産業も、日本の重要な燃料資源、あるいはエネルギー資源として立ち行くようにしてやろう。むしろ石炭の新

たなる利用の分野を開拓するというこ
とも、同時にやるのでありますが、し
かしこれは御承知のように、今石炭化
学とかいろいろ言いますが、たとえば
石炭の完全ガス化ということ一つをと
つてみても、大いなる設備をして
完全ガス化していかうというところま
で、まだ十分技術がきておらないので
あります。ですから、まず技術の研究
から始めなければならぬというような
分野もありますので、それができるま
で石炭をうちやうておくか、重油を
幾らでも入れて使わせるかという、
それはやはりそうはいかないと私は思
う。たとえ食物にしても、粉食
にするのがよいと理論がありまして
も、どうも今までも米を食っておっ
た、粒食であったものを、急に今日か
ら突然粉食に変えなければならぬの
と同じように、日本の燃料というもの
も、石炭が重要なものであったので
ありますから、そこで、とにかく将来
の問題は、むしろ経済的な実力によつて
争うよりほかないのでありますから、
その実力をつけてやるようにいたした
い。かようなことでありまして、決し
て高いものを無理に使えなどという気
持は持っておりません。

○井上委員 現実にあなたのやつてお
る政策は、そうなっておるじやありま
せんか。どういうわけでボーラーの規
制をやるのです。どういうわけで高い
関税を復活するのです。これは提案者
の説明を伺いますと、一つは重油の国
際価格が非常に下つてきた。一つは国
内の熱資源開発のための保護関税とし
て意義があるし、一つは石炭の不況対
策、この三つを理由として石油関税の

復活を提案されてきているわけなん
です。ですから、あなた自身のおや
りになっておる政策、現実のこれら
の政策を総合的にやることによって、生
産界においては必然に高い石炭を燃
料として使わなければならぬという
方にあなたは持つていつておるじや
ないか。石炭の不況対策と、それに
関連する新しい合理化なり新用途の
開拓は、別個の対策で考えるべきであ
ります。これと重油とを競合させると
いうところに問題がある、私はそう考
えております。御承知の通り、石炭は
昭和二十二、三年には五千万トンを目
標にしておつた。一時三千五百万トン
の石炭から四千五百万トン、五千万ト
ン目標の増産計画が立てられてどん
どんやられてきておつたものが、最近漸
次減産に減産を続けて、現在では四千
万台になっておる。さういふ現実か
ら考へて、これにはもうさういふ投下資
本がかかつておるにかかわらず、また
政府が融資を行い、資金の援助を行な
つてきておるにかかわらず、一向増産
はされず、単価は下つておりません。
そこで国際競争に耐えるために、生
産界はやむにやまれず安い燃料源を求
めるのです。単に生産コストを安くす
めるのみならず、諸外国の製品に対抗し
て、遜色のないりつばな製品を作らな
ければならぬ。この見地から重油の需
要というものが急激に増大してきてお
る。これは単に重油の値が下つたとい
う採算上の問題だけではありません。
今日重油の使用がその製品に及ぼす非
常な効果を単的に立証しておるもので
あつて、単に採算上だけの問題ではな
い。あなたの今の御説明をずっと聞い
ておると、わが国の生産コストを下げ

て輸出を推進し、りつばな商品をどん
どん作つていくことに役立つおる重
油の使用を食いとめて、一方石炭をそ
れに置きかえよう、こういふのです
が、しかも石炭の価格は下らぬ。どう
して下げようというのです。あなたが
今おつしやうたように、石炭のガス化
の問題、あるいは火力発電の問題、あ
るいは石炭の液体化、化学化の方向を
もつて石炭の消費量を高めていくとい
う新たな用途への積極的対策を考えな
ければならぬ。さういふものに對し
て、一体具体的にどういふ対策が立て
られておりますか。石炭のガス化の問
題、火力発電の問題、さらに液体化か
ら化学化の問題に對して、政府は具体
的にどういふ対策を立てられておりま
すか。さういふ面において石炭の需要
を高めて、国内において採算の合う炭
業としての経営を合理化していくとい
う線を打ち出さなければならぬのに、
その方面には至つて消極的で、重油と
の競合だけをあなた方は取り上げて
おる。重油と競合するためには価格を
下げなければいかぬ。下げるにはどう
して下げるかといふことです。われわ
れは、それをばつたり説明してもらわ
ぬと納得ができないのです。具体的に
どうして石炭を重油の価格と競合する
値に下げますか、それを伺いたい。

○石橋國務大臣 石炭の化学化、ある
いはガス化とか火力発電のことについ
ては、具体的には政府委員からお答え
をさせますが、これはわれわれとして
も開却しておるのではなくて、大いに
やつておるのです。やつておるのです
が、先ほど申しましたように、これに
はいろいろ技術の問題があり、設備の
問題がありますので、きょうがきょう

といつて急にはなばなしいことをやる
のは、実際においては困難であります
から、逐次やる以外には道がないので
す。それからさつき申ししたように、過
渡的には重油の規制をし、あるいは関
税を上げることは、必ずしも石炭だけ
の關係ではありませんが、しかしなが
ら石炭だけの關係に限つてみまして
も、これは過渡的の処置としては、確
かにあなたの言われる通り、ある程度
石炭の保護のためにやるという意味が
あります。その限りに對しては、論理
的には、井上君の言われるように、そ
れでは高い燃料を使わせるのではない
かという論理は成り立ちます。けれど
も、これは国全体の産業を総合的に見
ていかなければなりませんから、それ
ではもう自由放任で、何でも安い重油
が入つてくれば、それも使わしてそ
うしてやるか、それとも、日本の石炭
というものは重大な産業であるから、
これを何とか生かす道を同時に講ずる
かといふ、そこはどうしても政策の矛
盾があることは事実であります。です
からわれわれとしては、同時に重油は
規制をいたし、関税を上げますが、で
きるだけ輸出産業、特にたとえば染色
関係というようなものが重油を使うこ
とについては、これは今まで通りに規
制をしないつもりなんです。ただ重油
の方は、何か経済的に便利があるから
使つておるに違ひないが、たとえば家
屋の暖房でありますとか、厨房であ
りますとかいふようなものの燃料は、
これはしばらくがまんしてもらつて、
石炭を使つてもらつてもいいのじやな
いか。それも、非常な費用をかけて、
また重油のボーラーから石炭のボーラ
ーへ転換することは気の毒であります
から、それは当然考慮していき、そし
てまたさういふ場合には、必要なら融
資もして、何とか転換できるならでき
るようによつていふのでありまし
て、重要な産業のコストを上げるよう
な規制をするつもりはないのでありま
す。これは矛盾があることは事実なん
です。その事実を突かれれば、それは
矛盾があると申し上げる以外にはな
いと思ひます。

○井上委員 大臣のお心持は大體わか
りますけれども、お心持で事が済む問
題と違ふのです。毎日生産活動が行わ
れば、生産コストの引き下げをやらな
ければならぬ現実の上に立つておるの
ですから、公共事業や社会事業をやつ
ておるのと違ふのです。採算の上に立
つて競争が行われておる資本主義社会
なんです。さういふ場合において、あな
たのような答弁をされておつたのでは、
現実の問題は解決できない。
そこで、大蔵大臣は他の委員会にも
呼ばれていて忙しいといふことであり
ますが、大蔵大臣にちよつと伺いま
すが、一体大蔵省は、今まで石炭増産
対策や国内原油増産対策に所要の資金
をあつせんし融資してきております
が、一体このあとについて検討されて
おりますか。それだけ効率的に資金が
使われてきておりますか、それを伺い
たい。

○一萬田國務大臣 石炭につきまして
は、御承知のように前は復金でやりま
して、それを引き継ぎまして、今日開
発銀行の融資になつておるのが多いの
であります。が、むしろその他北海道、
九州等における市中銀行が融資をする
といふことは、申すまでもありません。
これらの融資、特に復金あるいは

開港銀行の融資につきましては、むろん報告も取りまして、十分な注意を加えておるわけでありませう。

○井上委員 私はその資金がどう融通せられたかという、その融通機関の内容を聞いておるのではない。具体的に申しますと、政府は開港銀行を通じて石炭に、昭和二十六年に三十一億、二十七年に三十五億、二十八年に四十五億、二十九年に二十五億という莫大な資金をこれに投下しておる。これだけの資金で一体どれだけの石炭業が合理化され、単価が下ったのですか、それを伺つておるのです。

○一萬田國務大臣 今、私自身資料を持ちませんので、通産省府委員から御答弁申し上げることにいたします。

○井上委員 大蔵大臣がこれだけの大きな金を石炭産業に投じておきながら、その石炭の合理化による増産、そのはね返りの単価の値下り、同時にわが國産業界に与えた好影響ということを國民に知らさずして、どうして大蔵大臣の役割が果せますか。そんなことで金を使われたら迷惑です。どうですか。

○一萬田國務大臣 さような融資によりまして、日本の、特に戦後におきまして日本の石炭業が堅実な、まあ起伏は非常に多かったのですが、日本の燃料あるいは工業原料というような供給に至大な貢献をして、今日の石炭業の建設ということに相なつておるわけでありませう。この資金の融資につきましては、非常に問題も特に復金時代に多かつたのでありますが、注意を加えて効率ははかつておるわけでありませう。

○井上委員 さっぱりわかりません。

二十六年というところ、ちょうど一時重油関税を課するのをやめようといった年でありませう。向來毎年たいたい申し上げましたような多額の資金が石炭産業に投下されてきておる。これは、いずれも石炭を合理化して、増産をはかつて、単価を下げるという目的でやつておるのです。ところが二十六年から今日に至つて、単価はどれだけ下つたか、同時にわが國の産業界にどれだけの使用量がふえ、石炭需要がかくも増大してきた、安くなったために石炭をこれだけよけい使われるようになった、同時に石炭産業も非常に立ち直つたということが現われなければ、金を投下した何らの意義はありません。反対に石炭は年々流れ行きが悪くなつて年々不況にあえいできて、そうしてここで再び石炭合理化法案を政府は提出し、あるいは重油ボイラーの設置の制限等に関する法案を作らなければならぬようになったということは、一体どういうことですか。こんなべらぼうな金の使い方がありますか。これでいいと大蔵大臣お考えになっておられますか。あなたはかつて日本銀行の總裁で、少くとも銀行經理の内容についてはエキスパートです。金の採算については、あなたは何人よりもよけい知識を持つておる。それにかかる多額の資金を投下して、それで何らの効果が現われないうこと、一体どうします。現実には他の庶民、中小企業金融機関に対しては、わずかの資金の増額もなかなか政府は予算その他の関係でできないという苦しい財政状態のもとにおいて、毎年多額の金が石炭産業に費されておるのに、少しも単価は下らない、少しも用途は拡大しない、

石炭業は立ち直らない、不況から不況に追い込まれておる。これは一体どういうことですか、こういう金の使い方をして、これでいいのですか。これを伺いたい。

○石橋國務大臣 御承知のように、あなたは一番よく御存じだが、戦後石炭の生産が非常に減りまして、一年二千万トンに欠けるというような窮境に陥つた場合に、日本の社会の秩序を保つためには、少くとも三千万トンの石炭を出さなければならぬというので、その当時、今の大蔵大臣は日銀の總裁でありましたが、しばしば日銀にもお願いして、昭和二十一年ごろから、炭鉱にはずいぶん金を出して増産をした。その後それが變つて復金になり、あるいは開港銀行になったのでありますが、そういうわけで、戦時中非常に荒した山を一応回復して、とにかく今は過剰になつておりますが、先ほど井上君の言われたような、五千万トン近くも生産がふえてきたというのは、この資金のおかげであります。しかし単価が下らないといいますが、コストが、われわれの希望からいって十分下つておりませうから、さらに合理化をしたいのであります。不景氣の影響はむろんありますけれども、単価は下つております。それから生産が非常にふえております。それから先ほど大蔵大臣が言われたように、この資金は相當の効果を上げておると私は思うのであります。ただ前からの引き継ぎで非常に山が荒れており、それから戦後つき込んだ金、かなり利潤を炭住とか何とかいうものに固定をしているということから、石炭鉱業が非常に困難をして、最近の融資は、だいたい旧債償還にも回

つておる、こういうのが事実だと私は思つております。数字のことは政府委員から申し上げます。

○井上委員 あまり突っ込んでいくと時間が過ぎてしまつて、他の質問ができませんから、この問題は、いづれ政府の方から資料をもつて御説明されるそうですから、私としては、その資料を見た上で追及いたします。

次に大蔵大臣に伺いたいのは、商工委員会に提案されております重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に關する法律案の第五條において、政府は必要な資金の確保に努めると規定しておりますが、この必要な資金の確保のための資金の、予算的処置は、予算のどこに一体計上してありますか。

○一萬田國務大臣 この融資につきましては、大體私の考えでは、中小企業が多かるうかと思つておるのですが、それは中小企業金融公庫、あるいはまた少し規模の大きいのは開港銀行、その他一般市中からも融資のできることもあろう、かように考へておりました、それらのあつせんをいたそうと考へております。

○井上委員 商工委員会でも川上鈺山局長は、この資金の確保というものは、これは補助金を意味しているものではない、別に補助金は出さない、ただ資金のあつせんをすることだ、こういうことを答へて、ただいま大蔵大臣も、中小企業金融公庫ですか、さような方面からあつせんをする、こういうことを申して、予算には組んでいない、別に資金の措置は講じてないといふので、そこで伺いますが、一体重油ボイラーを石炭に転換するために必要な資金の措置は、どのくらい政府は予定し

ておりますか。

○川上政府委員 この法律によりましては、大體五年から十年程度の間にいきまして、極力転換するように持つていくわけでございませう。細額におきましては、詳細な資料はできておりませんが、大體二十億程度というふうに考へておると思いますが、それを年割にいたしますと、大體數億程度で足りるのじゃないかというふうに考へておる。これは、私どもが考へておるのを見てその程度というふうに考へておりますが、これにつきましては、先ほど大蔵大臣からお話がありましたが、うに、開港、あるいは中小企業金融公庫、あるいは興業銀行という方面から私どもが極力あつせんいたしまして、そうして金が融資されるように持つていきたいというふうに考へております。

○井上委員 資金のあつせんをするということを確認ということとは、法文上どういうことになりますか。確保ということは、予算的、資金の措置を予算上明確にしなければならぬということと違ひますか。あつせんというのは、別に予算的、資金の措置を予算上に明記しなくてもいいのですが、資金の確保というものは、政府がこの資金に責任を持つ、そして予算化します、資金の措置を講じますという確約を意味しておるのではありませうか。あつせんなんてたよりない言葉でございましてはいけませんよ。

○川上政府委員 これは、私どもとしては、その方法として極力あつせんをいたしまして、そしてその資金の確保に努めるといふ文句になつておる

と思うのですが、そういうことをいろいろわれわれとしましては努力をしたい、そうしてその資金の確保をはかりたい、こういう考えであります。

○井上委員 大蔵大臣に伺いますが、ただいま伺いますと、五年間に約二十億、年間に約四億ということになるようにございしますが、そういう資金のワタがどの金融機関にございしますか、それをお示し願いたい。

○一富田國務大臣 今、確保ということで大へん御心配もあつたやうであります。ごもつとも思いますが、これは私はよく実情を見まして、要すれば、そういうことが必要であると考えますれば、開業銀行なり、あるいはまた中小企業金融公庫等について、資金を出します場合ある程度の資金のワタを考へてもよからうかと思ひます。これは、そういうふうなことをするのには必ずしも私は好ましく思ひませんが、確保ができるかできぬか、もう少し情勢を検討した上で考へてみたいと思つております。

○井上委員 そうすると、資金的措置が今日政府の金融機関のワタ内において明確にされておらぬ。そこで一方法律はそれを畫いておる。實際上その予算的、資金的な裏づけが明確にされないとき、こんな法案を通しても役に立たない。そしてまた現実に政府は、一番私どもおかしく考へます点は、石炭の足らぬときは盛んに重油に転換して、重油に転換しろというて勸奨して、その重油施設を作りますと、今度石炭が余つて、売れないようになってどうにもならぬという、今度は重油を使うことではない、全部石炭を使ふということになった。そう心やすくだしたひ

変えられるようでは、産業界はたまったものではありませぬ。またそのうちに石炭が足らなくなつたら、もう一べんつけかへになる。そういうむだなことをされてはたまりません。政府の慰みのにされてはたまりません。どうですか、将来はもう一べん重油を使うやうなことをおやりなさいですか。それだと、二十億入れただけ損だ。こういうことになるのだが、そういうことでは重油対策なんというのはいけません。どうお考へになつていますか。

○石橋國務大臣 御説いかにもごもつともであります。これは、過去のことは一つしばらく御存意を願ひたい。とにかく今回ボーラーの転換をやるのは、非常に慎重な態度をもつてやりまして、そしてまたさつきから申しますように、石炭の価格も十分重油を使ひぬでもよろしい。現在の不景氣の影響もありまして、山元においては、すでに重油と競争のできるくらいに価格が出ておる。ただこれは表面的な価格でありますから、ほんとうの原価の引き下げによつて価格を引き下げるといふことにいたしましたれば、私は今後再び重油に転換しなければならぬというやうなことは起らないと考へております。

○井上委員 最後に通産大臣に伺つておきたいのは、さいせん通産大臣の御言葉を伺つておりますと、石炭と重油の競合の問題は、政府も実際は困つておるようございします。そこでかようないろいろな抑制規定を設けて、石炭業や国内原油を保護育成するということもやらなければならぬ。こういうことでございしますが、その面を考へれば、そうでございしますが、これがた

に、産業全体のコストが高くなつて、輸出がそれだけ伸びなくなつて、製品の品質が低下するということになつた場合の責任は、あなたおとりになりますか。

○石橋國務大臣 むろんとらなければなりません。しかし先ほど申しますように、特に輸出産業の重要なもので、どうしても重油を使わなければ技術的に品質が低下するといふものについては、今石炭に転換するつもりはございませぬ。ですから、その点は十分御指摘下さつて、どういふ産業がぜひとも重油が必要かということをして御教示を願ひたい。

○井上委員 そうしますと、輸出産業には重油を使つてもよろしいということですが、その場合に使ひますのは、関税を復活して、輸出のコストが高くなつてもいいとお考へですか。

○石橋國務大臣 決してさうなことは考へておりません。また輸出産業なら何でもかんでもという意味でもないのです。これはその中にもいろいろあると思ひます。たとえば染色の方面には、ぜひともこれは必要だ。あるいは名古屋付近の陶磁器についてはぜひとも必要だといふやうなものもございしますから、そういうものについては、十分の考慮をいたしてやりたい。従つてそういう方面においては、この関税の懸影響も及ばないやうに処置をいたしたい、かように考へております。

○井上委員 現実に関税をかける場合には、これだけコストが上ることははつきりしている。だから陸上用のB・C重油にしても、輸出産業やこれの関連産業には、重油使用の部分について、関税はかけないということが言

得られますかどうか。

○石橋國務大臣 昨日もその話が出たのですが、関税をかけたらずせれば油の値段が上がるものではないと思ふ。現在において、石油を輸入して需要者に渡すまでに相当のマージンがありますから、その中で吸収できると考へております。

○井上委員 ただいまの大臣の発言はきわめて重大です。関税をかけた部分が吸収できるから、消費者の負担にはならぬ。だから重油の価格を上らぬ、こういうのですね。そういうことで、かりにあなたの言うことが正しいとして、価格形成をさう考へた場合、それは石炭対策にはなりません。上げただけ石炭の方に近寄つていかなければなりません。そういうふうなことでつじつまを合せると、片方の対策は抜けてしまふやないですか。だから現実には、あなたの言うのは、一応は生産コストは上げやいかぬから、価格を上げるなという行政措置もそれぞれ業者に対してやることである。できるけれども、業界でそれだけ吸収するのでは、結局重油の最終価格は上らぬことになるから、上らぬなら、何ら石炭対策にならぬ。さうなつたら、あえてそんな苦勞をしてやる必要はありません。

○石橋國務大臣 それは私の言葉が足らなかつたかもしれませんが、全部が全部吸収されるというのでありません。今申したように、どうしても輸出産業に必要だといふところは、特別の考慮が払い得る、それだけのマージンはある、こゝろでございします。

○井上委員 そんなうまいこといきま

すか。この産業だけ特に輸出産業だから、また輸出すれば外貨をかせぐから、外貨をかせいだやつで石油を輸入するから、その方面に対して、お前の方は自分のマージンで関税はしよい込んでおけよ、そんなうまいこといいますか。それはあなた、そんなうまい話は経済界では通ひません。だから、はつきり輸出産業及び関連産業の重油使用部分はについては、関税をかけないということをお願いするらねえか。

○石橋國務大臣 それは、技術上私はむずかしいと思ひます。そこで、今までの石油も相當に供給及び価格についてある程度の行政指導を行なつて参つたのであります。しかしながらただ根拠なしに行政指導をやるということも、これはやはりいけないのでありますから、今回の重油ボーラー規制のあの関係の法案によつて、さういふ指導も行政的にできるように法律的根拠を作つていただきたい、かようなわけで、あの中にその条項が盛り込んであるわけでありませぬ。

○井上委員 それをもう少しやらなければなりません。時間がないのでこの程度にしておきますが、私昨日おらなかつたので、ちよつと聞き漏らししましたけれども、七月七日、通産産業大臣説明漁業用重油問題解決案というものが配られております。これはあなたが説明されたということでありましたから伺うのですが、この漁業用重油問題の解決の案では、全漁連に対して、三十年度十万キロリットルの別ワタ外貨を割り当てていこう、こういうことですね。全漁連に外貨を割り当てることがいいとか悪いとかいうことを

私は議論をしようというのではない。このことによつて通産省及び大蔵省の重油、原油に対する外貨割当の根本的な考え方がくずれてしまふが、くずれていいとお考えになりますか。これは通産、大蔵両大臣から答弁を願いたい。

○石橋國務大臣 昨日ここで申し上げましたのは、全漁連へ割当てるのじやございません。全漁連用の油として輸入業者に割当てる、つまり全漁連から注文をとつた輸入業者に割当てるという事でございますから、使用先は一応きまつておりますが、今までの通産省の方針通りの割当で方でございます。

○井上委員 そうしますと、鉄鋼関係の方でも、それで注文をとつたら、外貨は割当てになりますか。

○石橋國務大臣 そうなつては困りますから、どうか一つこの辺でとめていただかないと、それこそめちゃくちゃになりますので、お願いいたします。

○井上委員 昨日政府から配られました本委員会の資料によりますと、産業別重油使用高、これの各産業別の使用高を比べてみますと、農林・水産は九十五万キロリットル、ところが鉄鋼関係九十九万、窯業関係五十四万、船舶運輸関係六十四万、いずれも非常な使用量を示しておる。全漁連が特別な優遇処置を受けます場合、全漁連だけが、わが国の産業の最優位にあるものではあるまいか。そうしますと、できるだけコストを安くし、できるだけ輸出を増進し、できるだけ国民経済を上昇させるというあらゆる努力から、いわゆる業者をして輸入させたものを買い付ける場合、非常に超過利潤を独占

されると思つた。これら産業別関係の業者が、全漁連式の別ワタ外貨を要求してきた場合、これを断る理由はあります。これは重大な外貨割当の新しい政策であつて、私は、あえてこの別ワタ外貨を反対するものではないが、それが、そうするならば、単に原油あるいは重油だけではなく、砂糖においても、綿花においても、米においても、全部さうなことにしなければならぬことになりまして、そんな便宜主義で勝手なことをされて国の基本的政策が貫徹しますか。その場さう都合つけばそれでいいのだという、そんな心やさしいことはいきましますか。どうですか。あなたはいいとお考えになつておりますか。

○石橋國務大臣 これは、特に水産物は国民の食糧としても非常に重大な関係がありますから、特別な考慮をいたしました次第でありまして、むしろほかの産業についても、それぞれ考慮はいたすつもりであります。かような特別の外貨の割当で処置することは、この全漁連についてのみ行なつて、ほかの産業については、それぞれまた別途の方法を講じた、かように考えております。

○井上委員 全漁連の重油の使用は、国民食糧確保の上に非常な重要な役割を果しておるから、特別に別ワタを設けて原油の輸入を認める、こういうことになつてきますと、砂糖はどうします。米や小麦はどうします。これは魚や、そういう海産物と比重を比べてどちらが一体大事だと思ひますか。あなたは、そんないいかげんな答弁をしてやつていたら、全体がくずれてしまふ。こんなやり方は大蔵大臣賛成

ですか。大蔵大臣、大蔵大臣は外貨の割当の本案本元じやが、こういう割当でいいとお考えになりますか。

○一萬田國務大臣 大蔵大臣として、この外貨の割当は、原則的に、かつまた将来の方針としては、私どもは貿易商に割当てるのが適當である、こういう考えでおるのではありませんが、従来この貿易商の整備がなかなか容易でない。すぐに貿易商によつてやるといふわけにもいかない。そこでそれまではメーカに割当てる、こういうふうな態度をとつておる。今日では、メーカと貿易商とにともに並行的に割当てる、ともどもに貿易商に持つていく、こういうふうな方向にあると考へます。今言ひましたのは、これは特別な配慮で、別に組合に割当てるわけではない。貿易商を通じてこの注文にかかる品物を輸入する、こういうことなんでありまして。

○井上委員 大蔵大臣は、私の質問をよくお聞きになつていないやうですが、私の質問は、外貨割当の基本方針を聞いておるのです。だから、部分的にこういう産業から要求があるといふことで、ばらばらに許していつていいの、かどうかといふことを聞いておる。

○一萬田國務大臣 私は、外貨割当の方法についての基本的なことを申し上げたのでありますが、さらにさかのぼつて、どういふ方針で外貨を割当てるかといふことになれば、これは御承知のよう、外貨を割当てるにつきましては、大蔵、経産、通産等、すべていわゆる外貨割当に関する審議会がありまして、そこで、今後の日本産業計画とも見合せて、どういふものを、どういふ分量において、大体どういふ時期に輸入すべきかという計画が立つわけでありまして、この計画に基いて輸入が行われておる、かように御了承願ひたいと思ひます。

○井上委員 もう一つ伺ひたいのです。この解決案の第四項に、農林省及び全漁連は、特約店または小売店に対する漁業従事者の負債について、これを返済するやう特別の指導協力をなすことといふやうな文句がありますが、農林省といふのは政府ですが、政府が何ですか、特約店、小売店の借金返してやつたらこの割当を許すなんて、そんなことができませんか。こんなむづかしい方が一体あります。全漁連の場合はいいですよ。農林省とは何です。農林省が、民間の商取引の行為による負債を返してやれ、そういうことが何の法律によつてできますか、むちゃくちゃなことを言つてはいけませんよ。

○川上政府委員 現在漁業関係で、石油業者に対しては、これは金額はわかりませんが、相当額の借金がかりまふやうであります。値段が高くなつたりしておるのも、それが一因ではないかと思ふのです。従ひまして、そういう借金につきましては、農林省なり、あるいは通産省が中へ入りまして、これは特に農林省であります。その借金の返済につきましていろいろあつて、さうして返済できるやうに努力してもらひたい、こういうわけでございます。われわれとしまして、大いに農林省とタイアップしまして、その借金の返済に關しましては協力したいといふやうに考えております。

○井上委員 石油は管理統制をしておるのではありません。政府が専断制をやつておるとか、あるいは価格統制をしておるとか、その石油に対して、全体の責任を政府が持つておるのならばよろしい。石油は自由販売、自由取引です。民間の取引の負債を、政府が肩がわりして、あつて、それと何と云ふことですか、そんなばかなことがどこにある。かような文章は、これは糧當を欠きます。これは特に今後いろいろ問題を起して参りますから、その点はもう一応御検討を願ひたい。政府の通産大臣としての案文としては、糧當を欠くと思ひます。もしこれが許されるということになるならば、他の産業における負債の問題も、所管大臣が全部始末をつけてやるやうにあつてをいたしますか、そんなことはありまふまい。そういういいかげんなことを言つて逃げてはあかへん。だから、この案文は相當問題がございますから、一応削除するなり訂正するなりしていただかなければなりません。

最後に、私は大蔵大臣に伺ひます。大蔵大臣は、先般租税の減免の問題の説明におきまして、できるだけわが国の国民生活を安定し、国際収支を改善して日本の経済を立て直すといふことで、減税立法について強力に主張されておる。ところがさういふ口の下から、ただいま審議中の、全産業に非常な影響を及ぼします基礎原料たる重油の関税を復活する、こういう考え方を御持ちのやうであります。あなたの方で議論を国会を通してつと何とておりますと、米価の問題の場合はきつめて頑強に事務当局の案を支持して、そしてわが国の財政の均衡をはからうとしてがらばつておるが、最後になると

して一般会計と特別会計の間をすっきりしたりつばなものをにして参りたい。りつばな正しい予算を組んでいたきたい。かような将来の念願から一つ承わりたいと思うのであります。私はあえてことしだけとは申しません。近年一般会計と特別会計の会計整理の問題が次第にルーズになっておる。一兆億というような予算のワクに縛られます。關係上、故意かあるいは偶然かわかりませんが、だんだんにルーズになってきて、ことしなどは最もはなはだしいのではないか。このルーズさにもいろいろな程度がありますので、いろいろ申すことができると思いますけれど、何も、一例をあげますならば、今まで何も問題も起らずに済んでおりましたアヘンの売買を分けて特別会計に持つていく。このような事業を一々全部特別会計に分けてしましますならば、あるいは一般会計の金額も減すことができる。あるいはまた地方道路税を新設いたしましたして、揮発油税の税収入の一部を、地方道路税という名前で、一般会計を通さずに、交付税及び護与税配付金特別会計に直接入れてしまう。このようなやり方をだんだんやつて参りますならば、所得税の中に地方所得税というものを作りまして、その額をすぐに交付税及び護与税配付金特別会計に入れてしまおうというように、幾らでも一般会計の歳入歳出を両建てに移していくことができるのであります。このような点につきましては、昨年には入場税の例がございます。従つてこれのみをとがめることはできませんけれども、だんだんにこれが激しくなつてくる傾向があるように思うのであります。あるいはバナナや砂糖のようなもの

の特殊物件の処理に關します金も、これは議論のしようによつては一般会計に入れて、それから特別会計に入れる方が私は適當ではないかというような議論もかなり有力ではないかと思ひます。今までのような点は、先例があつたとか、あるいはまた多少の言ひわけは立つかもしれないが、特に私は今度の予算の整理の上で非常におかしいと思ひますのは、先ほども質問いたしました、理解できる、納得できる御答弁は得られませんでした、たゞこの利益金の問題でございまして、益金処分のうち一部を直接に交付税及び譲与配付金特別会計に入れております。もしもたゞこの専売益金でありますならば、當然に一般会計に入れて一般会計から地方の財源として特別会計にお入れになることは一向差しつかえありませんけれども、直接入れるのはおかしいのじゃないか、こう申しますと、これは、実はたゞこの消費税と同じような性質のものだからと、こういうふうにお逃げになつておられる。しかしお逃げになつてみても、それは経費処分であつておられない、益金処分であつておられる。これは一体どういふわけでありませうか。一向に理屈は立たないのであります。私は、もう予算も通りました際でありますから、過去のこと何もし上げませんけれども、私はおそろく民主党の内閣が續く限り、せつかくこれだけ勉強なさつた一萬田大蔵大臣が、来年の予算もお組みになると思ひますが、その際におきましては、来年からはこのようなことはなくて、ほんとうに正しい、すつきりした予算をお組みになる御決意があるかどうか。人の説によりますならば、

このようないろいろな疑義のある金を集めて参りますと、実は一兆円の一一般会計予算ではなくして、一兆四百億になつておるとさへいひております。このように、頭隠してしり隠さずの一兆円予算を作りましても、心理的に多少の意味はあつても、大した意味はないと思ひます。そういうことは、法律制度を最も正確に守つて、一番大切な会計整理の問題でありますから、これをきちんと整理されることが国家百年の大計だろつと思ひます。この点について、大蔵大臣の確たる御決意を一つ承りたいのであります。

○一萬田國務大臣 大へん有益な御意見を拝聴いたしまして、ほんとうに感謝いたします。別に今一兆円の予算というこのためにこたわつて、いろいろ、今御指摘のようなことをしたわけではありませんが、私ども一兆円というものは、その形よりもやはり緊縮財政という実を持てたいという考へ方であつたのであります。これを今御指摘のような形で、あまりおもしろくないという非難を受けることになりました点については、それぞれ政府委員からも詳しく御説明申し上げると思ひますが、理由があつてやうなことではございまして、もちろん、しかしそういうことがいいというわけではありません。大体において私の承知しておる限りにおきましては、経過的にどうもやむを得なかつた、こういうふうな考へておるのであります。これはお説のように、十分大蔵当局として戒心をいたしましたして、明年度あたりからは、だれが大蔵大臣でありましようとも、すつきりした形でやつていかなければならぬ、こういうふうな形で必ずやること

をお誓ひ申し上げます。

○松原委員長 石村君。

○石村委員 通産大臣にお尋ねするのですが、関稅定率法の重要機械の免税についてお尋ねしたいと思ひます。まず税關部長に事實だけを確認しておきませんが、この重要機械の免税措置はいつから始まつて、その当時種類が幾らあつて、現在はその程度に止はられておるか、その事實を御説明願ひたい。

○北島政府委員 関稅定率法の附則第五項に、重要機械の免税が規定されております。これは昭和二十六年の関稅率の一般改正の際に、附則において加えられたものであります。昭和二十六年五月以降施行いたしております。ただし毎年国会におきまして、期限の一年ずつの延長をお願いいたして、ただいままでに至つておるわけでございす。そこで品目につきましては、ただいまここに資料を持っておりますので申し上げますが、政令によりまして、この重要機械につきまして、まず業種を指定し、その業種で使いますところの特定の機械を免税するという大体のやり方でございます。この數を、当初からの變遷を申し上げますと、まず施行当初昭和二十六年五月一日におきましては、品目數が二百五十八でございまして、二十六年十一月一日に改正になりました政令におきましては三百、次に二十七年の八月一日に政令が改正になりました。この際も品目の入れかわりはございしますが、差引増減なしの三百でございます。次は二十八年度の六月一日の政令でございますが、この際は百十三品目がふえまして六十三減少、差引三百五十五と相なつております。次は二十八年度八月十日

の政令におきましては、三品目追加、五品目減少で三百四十八品目、二十九年度三月一日の政令におきましては、十三品目追加、三百六十一品目、二十九年度八月一日の政令におきましては、六十三品目追加、九十六品目減少、差引三百二十八品目、三十年一月一日の政令におきましては十五品目追加、九品目減少、差引三百三十四ということに相なつております。

○石村委員 通産大臣にお尋ねいたしますが、機械工業では、日本でもどちらかといへば中小企業が重要な地位を占めておると思ひます。そうして日本の為替レートも、現在においてもなお割高だということもいふまいと思ひます。日本の機械工業の水準が、戦時中の空白で非常にレベルが落ちておるといふことは、もちろんのことでありまして、従つて外国の優秀な機械を輸入して、日本の機械工業を發展させ、向上させるということも必要ではございまいしょうか、こうしたことをだらだらと續けていつて、しかも今數字を聞きますと、種類は、どちらかといへば減るというよりはふえておるといふやうなことで、日本の機械工業の發展というところ、中小企業の發展ということとは困難ではないかと考へるわけでございまして。来年の三月三十一日ということに限定はされておりますが、このあたりで、通産省としては市場の狭い日本の機械工業を發展させるために、こゝういふ関稅の免税というやり方による水準の引き上げという方法でなしに、他の方法を講じてやるのが、日本の機械工業のためにはいいのではないかと考へるわけですが、通産大臣として、根本的にどういふお考へを持

つていらつしやるか、ただ一言だけお尋ねいたします。

○石橋國務大臣 ごもつともございす。今こまかい内容のことは一々承知してありますが、絶えず検討を加へて、関稅の數が増減しておること承知してあります。最近では、大體減少傾向でございす。大體において日本でできない、輸入せざるを得ないような機械に限つておるわけであります。これが非常に日本の機械工業の發展を妨げておると思ひますが、しかし御趣意はよくわかりますから、なおよく検討いたしまして、善処はしたいと思つております。

○石村委員 せんだつて國際見本市がありました、あれに私参りましたときにもたまたま東北大学の成瀬教授にお会ひしたのですが、そこに居ておるスイスの齒車を作る機械を、成瀬さんは非常に感心して見ていらつしやつた。ところが成瀬さんの話を聞きますと、これは実にいい機械だ、日本でも作らうとすれば作れるものだ。しかし日本には、それを作るだけの條件が備わつていない。従つて日本の理論的な水準その他は上つてはいるが、現実的にこれを機械化することはできない、こゝういふやうなお話もあつたわけですが、それはその通りではないかと思ひますが、結局こゝういふ関稅を免税するとするやうな安易な方法をとつておる結果、そうした日本の理論的に上つた水準を具体化しないのではないかと考へるわけですが。現在では、最初の二百五十八よりも種類はふえておるわけですが、こゝういふ制度をそのままにしておくと、やはりとかくこれにたつて免税を續けていくというこ

とになると思うのです。どうか通産大臣としては、日本の機械工業の前途のために、もっと伸びる条件を備える方向に進めていただきたいと思います。これだけです。

○石橋国務大臣 それは絶えず心がけておりますが、なお一つ御説によりまして何します。

○内藤委員 動議を提出いたします。ただいま議題となっておりまして、関稅定率法等の一部を改正する法律案に対する質疑は、この程度にて終了せられんことを望みます。

○松原委員長 ただいまの内藤友明君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よって本法律案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

○松原委員長 次に、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際御報告申し上げます。春日一幸君外三十九名より、本法律案に対する修正案が委員長の手元まで提出されております。この際修正案について提出者より趣旨の説明を聴取いたします。春日一幸君。

○春日委員 それではお許しを得まして、ただいま議題となりました国有財産特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。春日一幸君外三十九名より、本法律案に対する修正案が委員長の手元まで提出されております。この際修正案について提出者より趣旨の説明を聴取いたします。春日一幸君。

産特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

今回中小企業者の設備改善による企業の合理化を一層推進するため、本法

案におきましては、従来中小企業者の老朽機械等と等価で交換しておりました国有の機械等を、時価からその三割を減額した額で交換できることとしたのであります。しかして一方旧軍用財産の機械等は、戦後十年を経過して

より陳腐化し、老朽化し、かつ相当の管理費もかかるという現状で、現に中小企業者との交換に向けられる機械以外の未利用機械約十五万台はくず化すべきものとされているのであります。従いまして、中小企業者との交換用機械につきましても、早急に交換処分されることが必要でありますので、

原案における三割の減額交換を修正して、三割五分の減額交換ができることとしたそうとするものであります。

以上が修正案の提案理由であります。なお本修正による減収見込みは、昭和三十年度におきまして約四千万円でありま。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○松原委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終了しました。

○内藤委員 動議を提出いたします。ただいま議題となっておりまして国有財産特別措置法の一部を改正する法律案につきましまして、他に質疑もないようでありますから、本法案に対する、疑はこれにて終了せられんことを望みます。

○松原委員長 ただいまの内藤君の動議に御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よって本法律案に対する質疑はこれにて終局いたします。

この際申し上げますが、国会法第五十七條の三の規定によりまして、委員会は法律案に対する修正で、予算を伴うものについては、内閣に對し意見を述べた機会を与えなければならぬこととなっておりまして、政府側において御意見があればお述べ願います。

○廣枝政府委員 この中小企業者の機械との交換の歩引きの問題でございますが、部内でもいろいろ相談をいたした結果、三割が適當であるということ

で御提案を申し上げたのでございませう。ただいま三割五分という御修正の案が出ておりますが、これによりまして、ただいまの修正の御説明にもあり

ましたように、本年度の歳入におきましても約四千万円の減収を見込まなければならぬという状態でございますので、なるべくならば原案を御通し

いただきたいのでありますが、委員会全員の御修正の御提案のようでございますので、やむを得ないものと考える次第でございます。

○松原委員長 これより原案並びに修正案を一括して討論に付します。横山利秋君。

○横山委員 附帯決議をつけて賛成をいたします。

お手元に配付されております附帯決議をごらん願います。

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議に中小企業設備改善の必要等にかんがみ、政府は、本法の實施に當つて

は、次の諸点を充分考慮すべきである。

一、各種機械及び器具の時価の評価に當つては、学識経験者、中小企業者等の意見を徴すること。

二、交換の対象となる国有の機械及び器具は、すみやかにこれを中小企業者に公表、閲覧せしめる外、交換の實施に當つては、中小企業者の立場を充分に考慮して、かりそめにも法令通達等が不当に中小企業者に不利に適用されることのないよう留意すること。

三、本法に關する現行法令等の改正に當つては、特に現狀にさうよう評価方法を改正し、また交換する機械分類に幅をもたせる等格段の配慮をすること。

これらの問題は、本法律案の目的實施のために重要な事項であると考えております。各位御承知の通り、先般私と政府委員の質疑応答により明らかにされたことであり、またその際政府側においても、これらの点においては、大筋として御了承なさつたところであり、政府として措置されるよう附帯決議として提案する次第であります。

○松原委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。初めに本法案に對する春日一幸君外三十九名提出の修正案を採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○松原委員長 起立議員。よって本修正案は可決いたしました。

次いで、ただいま議決いたしました修正案の修正部分を除いた原案を採決

いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○松原委員長 起立議員。よって本法律案は全会一致をもって修正議決いたしました。

次に、横山利秋君提出の附帯決議を採決いたします。本附帯決議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○松原委員長 起立議員。よって本附帯決議は、全会一致をもって可決いたしました。

○松原委員長 次に、労働者災害補償保險特別會計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

労働者災害補償保險特別會計法の一部を改正する法律案に對する修正案

労働者災害補償保險特別會計法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十年九月一日」を「公布の日」に改める。

附則第二項中「附則第二項」を「昭和三十年法律第 号」附則第三項に改める。

○松原委員長 この際御報告申し上げます。本法案に對し、各派共同提出にかかる修正案が委員長の手元まで提出されておりますので、これを印刷して諸君のお手元に配付いたしておきまして、本修正案の要旨は、けい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法案が本院において修正議決されました結果により、本特別會計法の一部改正

法案の施行期日を、九月一日とありましたのを、公布の日修正しようとするのをおまな内容とするものであります。

本法律案並びに修正案につきましては、別に御質疑もないようでありますから、質疑及び討論を省略して、直ちに採決いたすに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よってさように決しました。

これより採決に入ります。初めに、本法案に対する各派共同提出の修正案を採決いたします。お諮りいたします。本修正案を可決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よって本修正案は可決いたしました。

次いで、ただいま議決いたしました修正案の修正部分を除いた原案を採決いたします。お諮りいたします。この部分を可決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よって本法律案は、全会一致をもって修正議決いたしました。

○松原委員長 次に、開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律案並びに地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署の設置に關し承認を求めるの件を一括議題といたします。

両案につきましては、その後質疑の通告もありませんので、質疑を終局し、討論を省略して、直ちに採決いた

すに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よってさように決しました。

これより採決に入ります。お諮りいたします。開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律案を原案の通り可決し、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署に關し承認を求めるの件を承認すべきものと議決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よって両案件は、いずれも全会一致をもって、前案は原案の通り可決し、第二の案件は承認すべきものと議決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました各法律案に關する委員会報告書の作成、提出手続等につきましては、委員長に御一任を願っておきたいと存じますが、これに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よってさように決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は来たる十二日、火曜日午前十時より開会することといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

〔参照〕

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
開拓者資金融通特別会計法の一部を

改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕